

津市人權施策 基本方針

津 市

「一人ひとりの人権が尊重される津市」を目指して

今年は、世界人権宣言が国連総会で採択されてから 60 周年という節目の年にあたります。しかし、世界各地では紛争が絶えず、人権が尊重される社会を確立するためには、依然として困難な諸課題が存在しています。

わが国においても、基本的人権を保障した日本国憲法に基づき、人権に関する諸施策が実施されてきましたが、人権問題は、ますます多様化している状況にあります。

そのような中、本市では、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を願って、平成 18 年 9 月に「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定し、さらに平成 19 年 3 月「人権尊重都市」を宣言しました。同条例の理念を具現化し、人権施策の総合的な推進を図るため、このたび、「津市人権施策基本方針」を策定しました。

今後は、本基本方針に基づき、住民、事業者の皆さまと協働しながら、ともに人権尊重のための取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本基本方針を策定するにあたり、津市人権施策審議会委員の皆さまをはじめ、多くの方々のご指導ご協力をいただきましたことに心より厚くお礼申し上げます。

平成 20 年 7 月

津市長

松田直久



目 次

第1章 基本的な考え方

- (1) 人権施策基本方針策定の経緯…………… 1
- (2) 基本理念…………… 2
- (3) 策定の趣旨…………… 2
- (4) 基本方針の体系…………… 3

第2章 基本施策

- (1) 人権啓発の推進…………… 5
- (2) 人権教育の推進…………… 5
- (3) 相談・支援体制の充実…………… 6
- (4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進…………… 7
- (5) 市民活動の組織などとの連携の推進…………… 8

第3章 分野別施策

- (1) 同和問題…………… 9
- (2) 子どもの人権…………… 10
- (3) 女性の人権…………… 11
- (4) 障がい者の人権…………… 12
- (5) 高齢者の人権…………… 13
- (6) 外国人の人権…………… 14
- (7) さまざまな人権課題
 - ア 患者、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者…………… 15
 - イ 犯罪被害者など…………… 16
 - ウ 刑を終えた人・保護観察中の人など…………… 17
 - エ インターネットによる人権侵害…………… 17
 - オ アイヌの人びと…………… 17

第4章 施策の推進にあたって

- (1) 庁内推進体制…………… 19
- (2) 国、県など関係機関との連携…………… 19
- (3) 津市人権施策審議会…………… 19
- (4) 進捗状況の評価、基本方針の見直し…………… 19

参考資料…………… 21



第1章

基本的な考え方

- (1) 人権施策基本方針策定の経緯
- (2) 基本理念
- (3) 策定の趣旨
- (4) 基本方針の体系

第1章 基本的な考え方

(1) 人権施策基本方針策定の経緯

人権はすべての人が社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない固有の権利であり、人権尊重は人類にとって普遍的な原理です。

日本国憲法第11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」こと、「基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」ことを定めています。そして第13条では「すべて国民は、個人として尊重される」としています。さらに第14条では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として「法の下での平等」を定めています。社会を構成するすべての人の自由と平等を尊重し、保障することは国の責務であり、平和で豊かな社会を実現するためには、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

国際的には、1948年12月に国連で「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言が採択されました。その後、国連では、この基本的精神を具現化する「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」などを通じて、国際的な人権保障の確立に努めてきました。

しかし、これらの取り組みにもかかわらず、世界各地において人種、民族、宗教などの違いによる、地域紛争の発生、飢餓、難民問題など人権問題は減少するどころか深刻化しています。

そうした状況のなかで、わが国では、平成12（2000）年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。その第5条には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」こと、さらに第6条には「国民は、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない」ことが明記されて、今後の人権啓発・教育の目標とともに、地方公共団体と国民の責務が示されました。

三重県においては、平成9（1997）年に「人権が尊重される三重をつくる条例」が施行され、それに基づき「三重県人権施策基本方針」が、平成11（1999）年3月に策定されました。さらに平成19（2007）年3月には、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」が

策定されました。

本市においては、平成18（2006）年9月に一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを基本に据えて、「人権が尊重される津市をつくる条例」を制定し、平成19（2007）年3月に「人権尊重都市」を宣言しました。

平成19（2007）年7月には、「人権問題に関する市民意識調査（以下「意識調査」とする）」を実施しました。この調査の結果から、津市人権施策審議会において課題と目標を明らかにし、これまでの人権推進事業の実績を踏まえ、人権施策を総合的に推進するために「津市人権施策基本方針」を策定します。

（2）基本理念

本基本方針は、一人ひとりの自由、平等の重要性と「人権が尊重される津市をつくる条例」を踏まえ、人権啓発・教育、差別撤廃の諸事業など、あらゆる人権施策の基本的な考え方を示すものであり、その根底にある基本理念を以下に掲げます。

① 差別を生じさせない平等で公正な社会の実現

人間としての尊厳が認められ、老若男女、障がいの有無、国籍、門地、社会的身分などの理由による差別を生じさせない平等で公正な社会の実現をめざします。

② さまざまな文化や一人ひとりのものの見方・考え方が尊重される社会の実現

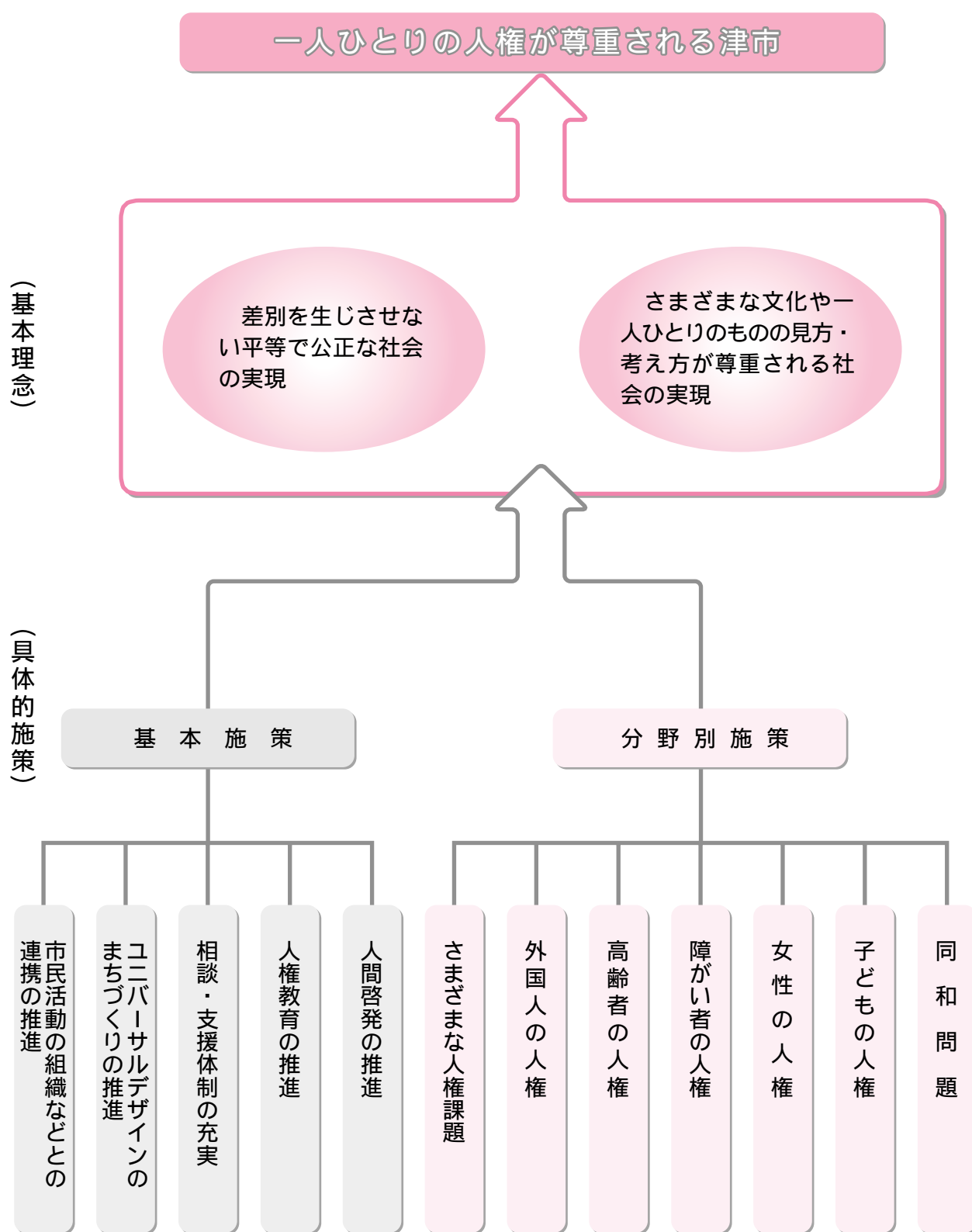
国籍や文化が異なる人びとがお互いを理解し、一人ひとりのものの見方・考え方が尊重される自由な社会の実現をめざします。

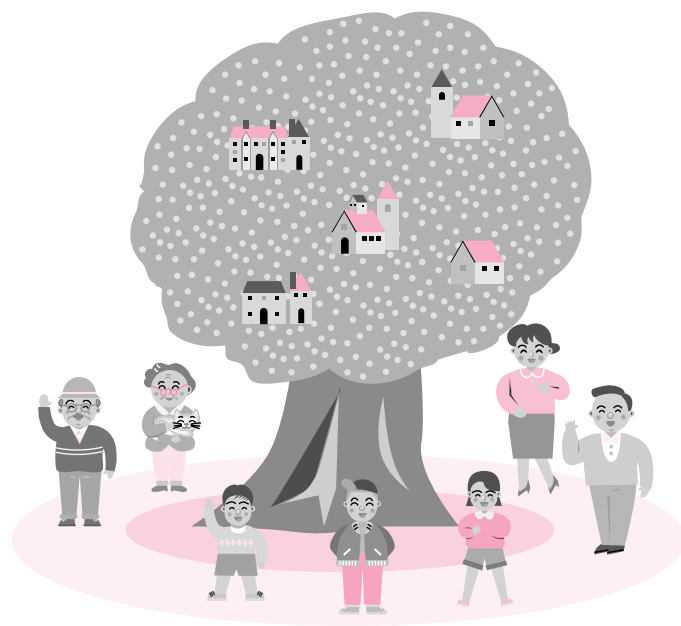
（3）策定の趣旨

人権問題の解決を図るには、誰もがさまざまな人権問題について認識を深めることが必要であり、したがって、人権啓発・教育を実施する行政の役割は重要となります。また、人権侵害を受けた人が問題を早期に解決できるよう相談・支援体制の充実に努めていかなければなりません。

本基本方針を策定する趣旨は、前述の基本理念を具現化することであり、そのためには、住民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たし、互いに連携を深め、協力しながら取り組むことが必要です。

(4) 基本方針の体系







第2章

基本施策

- (1) 人権啓発の推進
- (2) 人権教育の推進
- (3) 相談・支援体制の充実
- (4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- (5) 市民活動の組織などとの連携の推進

第2章 基本施策

(1) 人権啓発の推進

【現状と課題】

現在、本市では、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について理解を深め、住民の人権意識を高揚させることを目的として、さまざまな人権啓発を推進しています。

しかし、行政が主催する人権に関する講演会や研修会などで必ずしも十分な効果を得られていないこともあり、今後は、住民が参画できるような形に見直していく必要があります。

【基本方針】

- ① 住民が人権問題を自分自身の課題としてとらえることができるよう、住民と協働したイベントの開催や地域の特性を活かした啓発活動を展開していきます。
- ② すべての職員が主体的に研修に臨み、個々の人権感覚を醸成^{じょうせい}できるよう研修体制の整備・見直しを行います。
- ③ 国、県、市民活動の組織、事業者などと連携しながら、地域社会や職場などに対し、人権意識の高揚につながる啓発活動を推進します。

(2) 人権教育の推進

【現状と課題】

本市では、「人権が尊重される津市をつくる条例」、「津市人権教育基本方針」の趣旨を踏まえ、同和問題をはじめとするあらゆる差別や人権侵害をなくすため積極的に人権教育を推進し、差別を見抜く力、差別を許さない生き方、差別をみんなで解決する意志と実践力の育成に取り組んでいます。

しかし、現実には、いじめや不登校の問題、国際化に伴う外国人の人権問題、差別発言、差別落書きなど人権侵害にかかわるさまざまな課題があります。

すべての住民の人権が尊重される社会を築いていくためにも、生命と人権を尊重する心情の育成とともに、豊かな人権感覚を育む人権教育の一層の推進が必要です。そして、その学びをさまざまな場面で具体的な態度や行動へとつなげ、人権が尊重されるまちづくりを実現していかなければなりません。

【基本方針】

- ① 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域社会などさまざまな場を通じて人権教育を推進します。
- ② すべての教育活動に人権尊重の視点を位置づけ、人権問題を自分のこととして受けとめ、あらゆる差別を許さない意志を持った人間の育成をめざして取り組みます。
- ③ 地域、社会教育団体、事業者などへの人権にかかわる学習の場を設け、人権意識や認識を高め、具体的な行動につながる取り組みを推進します。

（３）相談・支援体制の充実

【現状と課題】

人権問題の相談については、市人権課などを窓口として、津地方法務局、三重県人権センター、津市人権擁護委員会など各種の相談・支援機関と連携を図り、相互に協力しながら対応しています。

しかし、人権に関する相談・支援の内容はさまざまな分野にわたり、多くの時間と専門的知識を要することから、相談・支援体制のさらなる充実に努めることが必要となります。

差別・人権侵害を受けた人の話を聞き、内包される課題を発見して、早期問題解決のために真摯に対応することは、被害者の救済だけではなく、住民の人権意識を変えていくきっかけにもなります。

現在、市民活動の組織などにおいても各種の相談事業を立ち上げて、問題の解決に努めている現状を踏まえて、公的機関と民間の相談・支援機関がそれぞれの長所を生かして、相互の役割分担などの共通認識を育て、一層の協力を図る必要があります。

【基本方針】

- ① さまざまな人権相談に適切に対応できるよう職員の資質向上を図るため、計画的な研修の実施に努めます。
- ② 国、県、市民活動の組織などの相談・支援機関と連携を密にし、問題の実質的な解決に向けて体制を充実します。
- ③ 個人情報の保護に十分配慮し、相談者の立場に立った相談・支援体制を充実します。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

【現状と課題】

誰もが暮らしやすいまちをつくるため、物理的バリア、意識のバリアなどに関するバリアフリー化を進めています。さらに、ユニバーサルデザインの視点から環境の整備、情報の保障などに取り組んでいます。

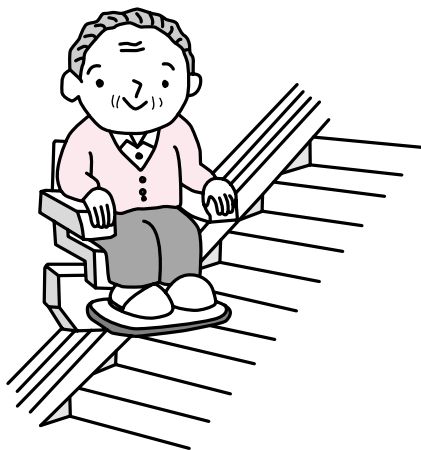
これまでも高齢者、障がい者などの移動を円滑化し、公共交通機関を安全に利用できるように整備を進めてきました。今後は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）の施行に伴い、誰もが安全で自立した生活をおくるために、施設のバリアフリー化を進め、社会参加の平等な機会が、保障されるよう努める必要があります。

また、偏見や差別などの意識のバリアについても、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れていかなければなりません。住民が、病院や入所施設にいる高齢者や障がい者、定住する外国人などと共に地域で生活できるように、学ぶ機会をつくる必要があります。一方、地域での生活を支援するサービスなどを充実して、共に生活の経験を積み重ねられる環境を整えていかなければなりません。

このようにユニバーサルデザインのまちづくりは、高齢者、障がい者、外国人の問題だけでなく、すべての人が共に暮らせるまちづくりの課題であります。

【基本方針】

- ① 「バリアフリー新法」の施行に伴い、新たに駐車場や都市公園の一部も対象となり、従来からの対象である駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設に加えて、高齢者、障がい者などが利用する道路、公共施設、および周辺地区の整備をこの法律に基づきバリアフリー化を進めます。
- ② 高齢者、障がい者、外国人などへの偏見や差別などの意識のバリアや人を排除する制度のバリアを取り除くために、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた人権啓発・教育を実施します。
- ③ すべての住民が、家庭、学校、地域社会で「共に生き、学び、働く」経験を共有し、人と人との関係に存在するバリアを取り除いていくことを支援します。



(5) 市民活動の組織などとの連携の推進

【現状と課題】

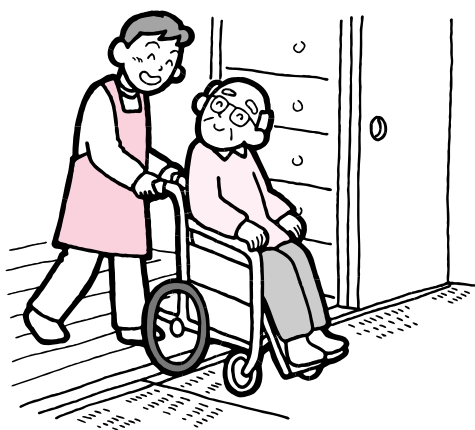
本市には、ボランティア団体、NPO団体、民間団体など人権の分野においてさまざまな市民活動を行っている団体、たとえば障がい者が地域で共に生活できるノーマライゼーションを推進する活動として、自立生活のための情報提供やホームヘルパーの派遣などの支援活動を行う団体があります。

人々の生活や価値観が多様化し、また、さまざまな国籍の人々が共に同じ地域の住民として生活している今日の社会においては、自治会や市民活動の組織を通じて、社会問題の解決にあたらうとする動きも活発になっています。

人権が尊重されるまちづくりは、行政側だけの一方的な働きかけだけでなく、一人ひとりのものの見方、考え方を認め合いながら、住民が自ら参加し、課題に取り組むことで初めて実現できるものです。今後も、さまざまな分野で活動する市民活動の組織と連携し、その専門性を活かしながら、まちづくりを進めていく必要があります。

【基本方針】

- ① 市民活動の組織が、自主的に活動できるよう情報や活動の場の提供を図るなど積極的な支援に努めます。
- ② 地域の人権に関する活動がつながり、さらに充実した活動を行うための市民活動の組織のネットワークづくりを支援します。





第3章

分野別施策

- (1) 同和問題
- (2) 子どもの人権
- (3) 女性の人権
- (4) 障がい者の人権
- (5) 高齢者の人権
- (6) 外国人の人権
- (7) さまざまな人権課題

第3章 分野別施策

(1) 同和問題

【現状と課題】

昭和40（1965）年の同和対策審議会答申において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」との基本認識が示されました。

本市においても、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、関係団体の協力を得ながら、住宅や道路整備など生活環境の改善や人権啓発・教育などに積極的に取り組んできました。

「意識調査」では、同和地区への差別意識、特に結婚に関する差別意識や居住を避ける意識などが、現在も存在しているとの実態が示されています。このことから、同和地区への差別意識は、法失効後も存在していることが明らかとなりました。

【基本方針】

- ① 同和問題の解決に向けた啓発・教育に積極的に取り組むため、他の関係機関などと連携し、これまでの経緯や課題などを踏まえながら、効果的な施策を推進します。
- ② 隣保館などにおいては、地域課題の解決に向け、啓発活動、相談、地域住民の交流、さらに周辺地域との交流を進める事業などを推進します。
- ③ 差別発言、差別落書き、インターネットを利用した差別情報などが発見された場合、国、県、市民活動の組織、事業者と連携しながら、適切な解決を図るとともに、人権侵害を受けた人が利用しやすい相談・支援体制を充実します。



(2) 子どもの人権

【現状と課題】

平成6（1994）年に批准した「児童の権利に関する条約」の第6条には、「すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」とあり、国籍を問わず子どもを権利の主体としています。第12条には、子どもが自分だけでは解決できない問題に直面したりする時、「自己の意見を形成する能力のある児童がその

児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」など、社会全体が子どもの「最善の利益」確保を保障することが定められています。

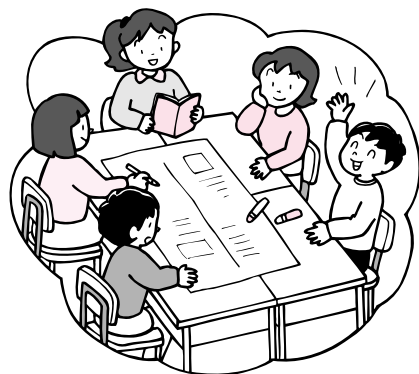
「意識調査」では、子ども自身の意見を尊重することについて肯定的にとらえている人が過半数を占めていました。一方で、保護の対象としてしかとらえていない人も少なくありません。子どもとの話し合い、子どもが述べる意見を、「最善の利益」につなげていくため、子どもを権利の主体者として育てる取り組みが必要となります。

また、社会には子どもにとってさまざまな憂慮すべき状況があります。親などによる虐待が深刻な様相を呈しているほか、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用などにより被害を受ける子どもの数が増加しています。学校においては、校内暴力、いじめ、不登校などが依然として大きな問題となっています。

大人たちが未来を担う子どもたち一人ひとりの人権を尊重し、子どもの「最善の利益」を確保するために、家庭や地域社会における子育てや学校における教育の在り方を見直す必要があります。

【基本方針】

- ① 家族や学校の教職員をはじめ地域社会の構成員は、子どもが自らの権利を日々の生活で自覚できる環境づくりを推進します。
- ② 自らの意見を表明し主体的に行動するとともに、人の痛みを知り人の立場を尊重することができる子どもを育成します。
- ③ 子どもを暴力や虐待から守り、健やかに成長できるように、地域社会で子育てを支える環境整備を推進します。
- ④ 保護者への家庭教育についての学習機会や情報を提供するとともに、子育てに関する相談・支援体制を充実します。



(3) 女性の人権

【現状と課題】

日本国憲法は、第14条で「法の下での平等」について規定し、政治的、経済的又は社会的関係における性差別を禁止するとともに、第24条で家族関係における男女平等について明文化しています。

国連の「女子差別撤廃条約」の批准にあたって、昭和60（1985）年「男女雇用機会均等法」が公布され、雇用における男女の均等取り扱い規定が初めて設けられました。

平成11（1999）年6月には、男女共同参画社会の形成の促進を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成17（2005）年には、取組の一層の推進と新たな課題に対応するため、第2次基本計画が策定されました。

本市では、平成19（2007）年3月に「男女共同参画都市」を宣言し、続いて「津市男女共同参画推進条例」を制定しました。

「意識調査」では、従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることが示されています。また、「結婚・出産後も働き続けることができる環境が不十分である」という調査結果からは、子育てや介護で、仕事を続けることが困難であるなど、社会生活のさまざまな場面において、多くの女性が不利益を受けていることがわかります。

一方、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に関する人権問題の解決が急務となっています。

【基本方針】

- ① 女性に対する偏見や差別意識を解消し、固定的な性別役割分担意識を払拭するための啓発活動を充実します。また、雇用における男女間格差の解消にむけた啓発活動を推進します。
- ② 女性の視点や意見等を幅広く反映できるよう、政策決定の場などへの女性の参画を積極的に推進します。
- ③ 家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、女性の特性に配慮し、男女共同参画社会を実現できるよう施策を充実させます。
- ④ 女性に関する犯罪行為や男女間格差などの解決に向けて、国、県、事業者など関係機関と連携し、相談・支援体制を充実します。



(4) 障がい者の人権

【現状と課題】

国連では、平成18（2006）年12月に「障害者の権利に関する条約」が総会で採択され、わが国は平成19（2007）年9月に、条約の署名を行いました。この条約は障がい者があらゆる人権を享有し、確保することを目的として、障がいに基づく区別、排除、制限を差別として定義をしています。

国内では、平成16（2004）年6月改正された「障害者基本法」第3条で、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と基本的理念を定め、障がいによる差別を禁止しました。

本市では、「一人ひとりが個性を生かし、心豊かに暮らしていける地域社会の実現」を基本目標とする「津市障がい者計画」において、障がい者への福祉施策の着実な推進を図ることとしています。

「意識調査」では「障がい者が地域の一員として認められていない」との認識を持つ住民が少なくないことが示されています。その認識の背景には、教育、労働、生活などの場が分けられていることが一つの要因と考えられます。したがって学校、事業者、地域社会において、共生できる環境を整備することが重要な課題となります。

また、トイレ、エレベータ、スロープなど地域で障がい者が利用しやすい設備は、まだ十分とは言えません。そのため「バリアフリー新法」を順守して、誰もが社会への参加を平等に保障されるまちづくりを推進していくことが重要な課題となっています。

【基本方針】

- ① 障がい者が地域で自立した生活を営むため、また、就労への支援や働く環境の整備を推進するため、事業者への啓発活動を実施します。
- ② 「障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、障がい者が障がいを理由として差別されることなく、地域で生活できる共生社会の実現をめざして、さまざまなバリアを取り除く施策を推進します。
- ③ 障がい者の人権問題の解決を図るため、国、県、市民活動の組織、事業者などと連携し、相談・支援体制を充実します。



(5) 高齢者の人権

【現状と課題】

わが国において、平成27（2015）年には4人に1人が65歳以上という高齢社会が到来すると予測されています。本市における平成19（2007）年12月末現在の高齢者人口の比率（22.3%）は、全国及び三重県の平均を上回る水準にあります。本市では、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を策定して、保健福祉・介護サービスの基盤整備を進めています。

平成18（2006）年4月には、家庭や施設で介護を受けている高齢者を虐待から守る法律として「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

高齢者の人権に関する問題としては、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されています。虐待を早期発見するためのネットワークの構築、成年後見制度の円滑な活用による権利擁護、認知症高齢者に対する総合的な支援は重要な課題となっています。高齢者が、住み慣れた地域で安心して、人間として尊厳ある生活を送ることができるように、人権施策に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

- ① 高齢者が社会の重要な一員としていきいきと暮らせる共生社会の実現をめざして、啓発活動を推進します。
- ② 住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を営めるよう、質の高いサービスの提供など環境整備を推進します。
- ③ 高齢者に対する身体的・精神的な虐待や財産権の侵害などの人権問題の解決を図るため、国、県、市民活動の組織などと連携し、相談・支援体制を充実させます。



(6) 外国人の人権

【現状と課題】

外国人登録者は年々増加し、現在、全国で200万人を超えていますが、今後も定住する外国人は増加していくことが予想されます。

本市においても定住している外国人（平成19（2007）年12月末現在9,114人）は年々増加していますが、住民として納税の義務などを負いながらも、権利は十分に保障されているとはいえない状況です。また、外国人の生活環境の問題、特に子どもの就学問題が、緊急の課題となっています。

「意識調査」では、在日韓国・朝鮮人への結婚差別、就職差別や外国人に対する労働条件、入居・入店拒否などさまざまな人権問題を認識している人が少なくありません。国際化の著しい進展や異文化交流のためのさまざまな人権啓発・教育の実施により、徐々に外国人に対する理解も進みつつありますが、未だに多くの人権問題が存在しています。

今後は、文化の交流だけでなく、同じ地域で生活する住民として共生していくことが課題となります。外国人に対する偏見や差別意識を解消し、一人ひとりのものの見方、考え方が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。

【基本方針】

- ① 世界人権宣言にのっとり、さまざまな違いを認め合い、外国人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進します。
- ② 外国人が円滑な社会生活を営めるよう市民活動の組織、事業者などと連携して支援を行います。また地域社会で共生するため、外国人と日本人が協力して環境整備を推進します。
- ③ 地域で生活する外国人と日本人のさまざまな問題の解決に向けて、通訳を配置した相談所を開設するなど、相談・支援体制を充実させます。
- ④ 外国人の子どもを対象にした入学ガイダンスを実施するなど、就学や進学の手助けをします。



(7) さまざまな人権課題

ア 患者、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者

◇ 患者

【現状と課題】

救急患者を病院が受け入れ拒否することが、社会問題となっていますが、いかなる場合も患者が治療を受ける権利を保障していかなければなりません。

また、病気の治療においては、患者に対して、インフォームド・コンセントを行うことが、医師の義務となっています。患者と医師が対等な立場に立ち、治療を受ける権利、選択する権利など患者の意思を尊重した医療が重要となっています。

【基本方針】

- ① 患者の権利が尊重される患者本位の医療体制づくりのために啓発活動を推進します。
- ② 患者の人権問題の解決を図るため、国、県、市民活動の組織などと連携し、相談・支援体制を充実します。



◇ HIV感染者・エイズ患者

【現状と課題】

HIV感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別を生んできました。しかし、HIV感染症は、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。HIV感染者やエイズ患者との共生に関する理解を深め偏見や差別を解消する必要があります。

【基本方針】

- ① HIV感染者やエイズ患者に関する理解を深め、偏見や差別意識を解消するために啓発活動を推進します。
- ② HIV感染者やエイズ患者の人権問題の解決を図るため、国、県、市民活動の組織などと連携し、相談・支援体制を充実します。

◇ ハンセン病元患者

【現状と課題】

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染しただけでは発病する可能性は極

めて低く、発病した場合であっても治療方法が確立しています。また、遺伝病ではないことも判明しています。したがって、患者を隔離する必要がないにも関わらず、日本では施設入所を強制する隔離政策（平成8（1996）年まで）が採られてきました。今後は、元患者の名誉が回復され、安心して暮らしていくための施策を充実させる必要があります。

【基本方針】

ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病元患者への理解を深め、偏見や差別を解消するために啓発活動を推進します。

◆ 難病患者

【現状と課題】

難病は、原因不明で治療方法が確立されておらず、患者は長期にわたって治療を受けることを余儀なくされます。そのため、患者にかかる経済的負担や患者を介護する家族の精神的・肉体的負担が大きいなど、難病患者を取り巻く深刻な問題が存在しています。また、よくわからない病気ということなどから偏見が生じ、就職、結婚などにおいてさまざまな差別が存在しています。

【基本方針】

難病患者に対する偏見や差別が解消されるために、正しい知識の普及・啓発活動を推進します。

イ 犯罪被害者など

【現状と課題】

犯罪被害者は、犯罪行為による直接的被害のみならず、それに起因する精神的、経済的被害などを受けます。また、本人だけでなく家族も同様に、マスコミによる過剰報道や地域社会の風評などにより、二次的被害を強いられます。理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者や家族などを社会的孤立から救うには、被害者や家族などの立場を理解し、適切な支援を行うことが必要です。

【基本方針】

- ① 犯罪被害者等が、二次的被害を受けることのないように啓発活動を推進します。
- ② 犯罪被害者等の人権問題の解決を図るため、国、県、市民活動の組織などと連携し、相談・支援体制を充実します。

ウ 刑を終えた人・保護観察中の人など

【現状と課題】

刑を終えた人・保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、社会復帰するには厳しい状況があります。そのため、刑を終えた人・保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別をなくすための啓発を積極的に進める必要があります。

【基本方針】

刑を終えた人・保護観察中の人や、地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう、偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進します。

エ インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットの匿名性などを悪用して、個人や地域に対する人権侵害、差別を助長する内容の書き込みが氾濫し、大人だけでなく、子どもにも悪影響を及ぼしています。今後は、一人ひとりが、インターネットの利点と問題点を踏まえ、情報を不特定多数の人が利用するということを常に意識して、プライバシーにかかわる情報や人を傷つける情報を流さないよう十分配慮する必要があります。



【基本方針】

- ① インターネット上での差別事象・人権侵害並びに悪質な書き込み等を防ぐため、その特性とモラルなどについて啓発活動を推進します。
- ② 子どもがルールやマナーを守り、インターネットを正しく利用できるよう教育に取り組めます。

オ アイヌの人びと

【現状と課題】

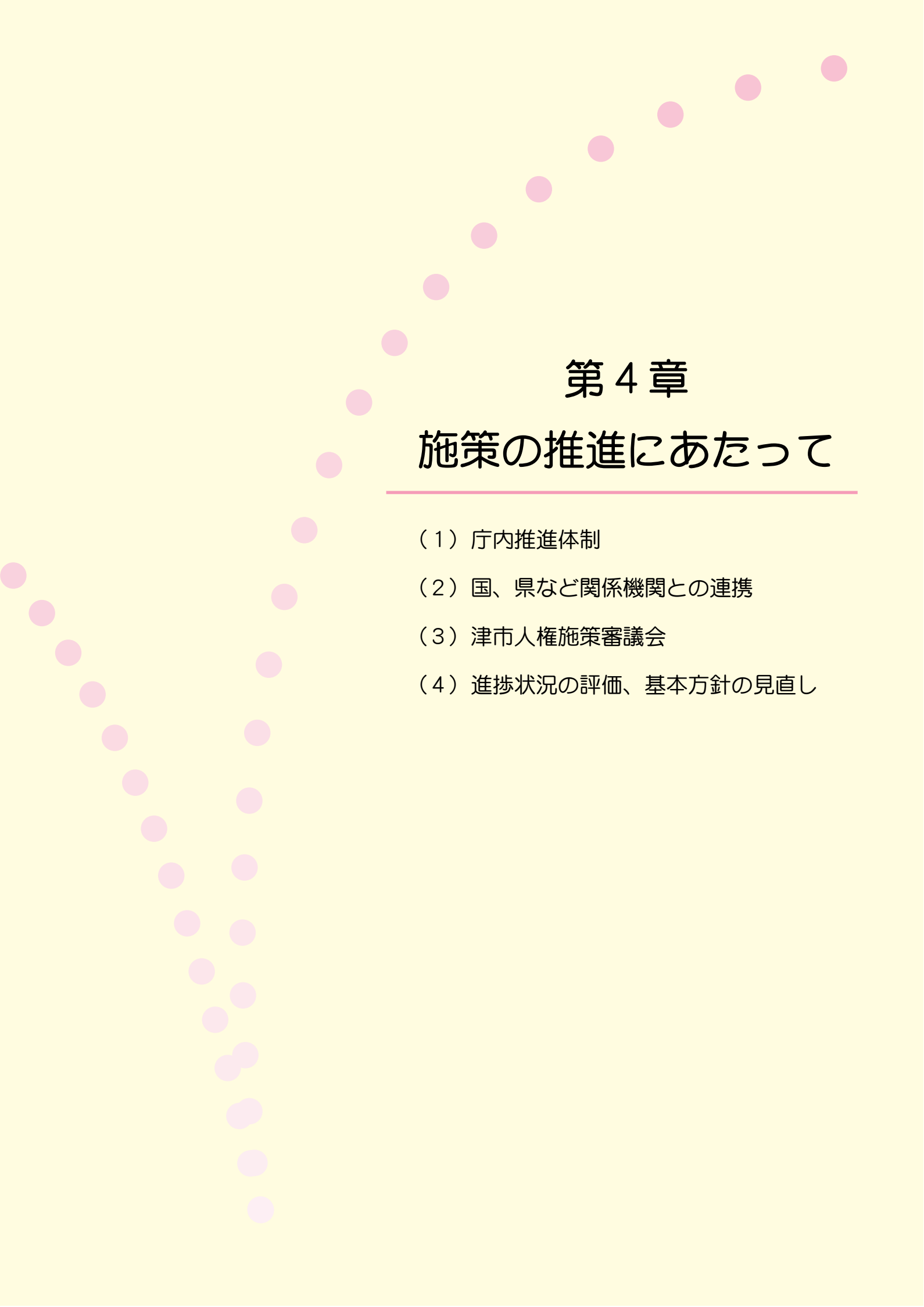
平成9（1997）年に施行された「アイヌ文化振興法」では、アイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会づくりをめざしています。しかし、今なお、生活のさまざまな面で格差が存在し、結婚や就職などにかかわる差別の実態があります。本市においても、

アイヌ文化やアイヌの人びとについての学習が実施されるよう、啓発・教育を推進していくことが課題となっています。

【基本方針】

アイヌの人びとへの偏見や差別をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人びとが置かれてきた歴史的な経緯や差別の実態を踏まえた啓発・教育を推進します。





第4章

施策の推進にあたって

- (1) 庁内推進体制
- (2) 国、県など関係機関との連携
- (3) 津市人権施策審議会
- (4) 進捗状況の評価、基本方針の見直し

(1) 庁内推進体制

本基本方針に基づき、総合的に人権施策を推進するため、具体的な実施計画を策定します。この計画に従い、人権施策推進員（全課長級職員）が中心となって、庁内の各課におけるそれぞれの人権に関する問題を明らかにして、問題解決に向けた施策の取り組みを進めていきます。

さらに、津市人権施策推進会議（会長・副市長、関係部長級職員）などで庁内の意見や提言を検討し、効果的な施策を推進していきます。

すべての職員が人権感覚を磨くため、具体的な研修計画を策定すると共に、人権啓発・教育のリーダーを養成するため、各部署の職員を人権研修に派遣します。

(2) 国、県など関係機関との連携

一人ひとりの人権を尊重する社会の実現のためには、社会全体で問題の解決に取り組まなければなりません。そのためには国、県など関係機関との連携を図り、相互の協力体制を強化する必要があります。

(3) 津市人権施策審議会

津市人権施策審議会は、「人権が尊重される津市をつくる条例」第7条により設置され、市長の諮問に応じ、人権施策に関する基本的事項などを調査審議します。

(4) 進捗状況の評価、基本方針の見直し

社会情勢の変化に的確に応え、本基本方針及び人権施策の効果的な推進を図るため、津市人権施策審議会を定期的で開催します。そこで、人権施策の進捗状況を評価・公表するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行います。



参 考 資 料

- 津市人権施策審議会委員名簿
- 津市人権施策基本方針策定の経過
- 人権が尊重される津市をつくる条例
- 人権尊重都市宣言
- 世界人権宣言
- 用語解説

津市人権施策審議会委員名簿

平成20年3月31日答申時現在

氏 名	所 属 団 体・職 名
荒 川 哲 郎 (会長)	三重大学教育学部教授
岩 見 靖 一	津地方法務局人権擁護課長
川 口 節 子	三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)活動スタッフ
楠 井 嘉 行	楠井法律事務所弁護士
齋 藤 美恵子	津市身障者福祉連合会長
菅 野 照 代	公募委員
杉 田 宏	公募委員
鈴 木 由香里	三重県隣保館連絡協議会事務局員
田 上 泰 久	中勢ブロック老人福祉施設協会委員
高 鶴 かほる	津市手をつなぐ親の会連合会長
田 部 眞樹子	津子どもNPOセンター理事長
辻 眞由実 ロザリーナ	津市国際交流協会理事
中 島 則 子	三重労働局雇用均等室長
韓 久	在日本大韓民国民団三重県地方本部事務局長
福 田 信 男 (副会長)	元(財)反差別・人権研究所みえ事務局長
福 地 敏 子	公募委員
堀 川 清	社会福祉法人みどり自由学園長
山 原 敏 昭	津市自治会連合会幹事
吉 田 貞 美	公募委員

(50音順、敬称略)

任期：平成18年12月14日から2年間

津市人権施策基本方針策定の経過

開催日時	会 議 名	主 な 内 容
平成18年11月28日	第1回津市人権施策推進会議	「津市人権施策推進会議設置要綱」について
		「人権が尊重される津市をつくる条例」について
		「津市人権施策基本方針」の策定について
平成18年12月14日	第1回津市人権施策審議会	津市人権施策審議会委員委嘱状の交付
		津市人権施策審議会会長・副会長の互選
		津市人権施策基本方針（諮問）
		「人権が尊重される津市をつくる条例」について
		「人権施策基本方針」の策定について
		「人権尊重都市宣言」について
平成18年12月25日	第1回津市人権施策推進会議幹事会	津市人権施策推進会議設置要綱について
		津市人権施策基本方針の策定について
		ワーキンググループの設置について
平成19年2月28日	第1回津市人権施策推進会議ワーキンググループ会議	津市人権施策推進会議設置要綱について
		「津市人権施策基本方針」の策定について
		人権問題に関する市民意識調査票について
平成19年3月19日	第2回津市人権施策審議会	人権問題に関する市民意識調査について
		人権問題に関する市民意識調査票（案）について
平成19年5月31日	第3回津市人権施策審議会	人権問題に関する市民意識調査票（案）について
平成19年9月26日	第2回津市人権施策推進会議ワーキンググループ会議	人権問題に関する市民意識調査結果報告について
		津市人権施策基本方針（案）について
平成19年9月28日	第4回津市人権施策審議会	人権問題に関する市民意識調査について
		津市人権施策基本方針（案）について
平成19年11月12日	第5回津市人権施策審議会	津市人権施策基本方針（第2次修正案）について
平成19年12月10日	第1回津市人権施策基本方針検討委員会	津市人権施策基本方針（第3次修正案）について
平成19年12月25日	第2回津市人権施策基本方針検討委員会	津市人権施策基本方針（第3次修正案）について
平成20年1月10日	第6回津市人権施策審議会	津市人権施策基本方針（第3次修正案）について
平成20年1月15日	第2回津市人権施策推進会議幹事会	津市人権施策基本方針（案）について
平成20年1月16日	第2回津市人権施策推進会議	津市人権施策基本方針（案）について
平成20年2月7日	パブリックコメント開始	津市人権施策基本方針（案）について
平成20年3月19日	第3回津市人権施策基本方針検討委員会	津市人権施策基本方針（第4次修正案）について
平成20年3月26日	第7回津市人権施策審議会	津市人権施策基本方針（第4次修正案）について
平成20年3月31日	津市人権施策基本方針答申	津市人権施策基本方針答申



人権が尊重される津市をつくる条例



平成18年 9 月29日公布・施行

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

しかし、現実社会においては、様々な人権に関する問題が存在しており、その解決に向けた積極的な取組を行わなければならない。

真に一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会をつくるため、私たち一人ひとりが、共に協力し合い、あらゆる人権に関する問題の解決を図っていくことが、今こそ必要とされている。

よって、私たち津市民は、世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下、同和対策審議会答申（昭和40年 8 月11日答申）の精神等を尊重し、すべての人の人権が尊重される津市をつくるため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権の尊重に関し、本市及び本市の区域内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題を始めとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けた取組を推進し、もって人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

（本市の責務）

第2条 本市は、前条の目的を達成するため、本市の行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、関係機関との緊密な連携の下に、人権が尊重される社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

（市民等の責務）

第3条 市民等は、相互に人権を尊重し、本市が実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第4条 市長は、人権施策を総合的に推進するため、人権施策の基本となる方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権尊重の基本理念
- (2) 人権に関する意識の高揚に関すること。
- (3) 人権に関する問題に係る各分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を総合的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ第7条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

(教育・啓発活動の充実)

第5条 本市は、市民等の人権意識の高揚を図るため、教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 本市は、人権施策を総合的に推進するための体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第7条 人権施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、人権施策に関する基本的事項等を調査審議すること。
- (2) 基本方針に関し、第4条第3項に規定する事項を処理すること。

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないようにするものとする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、市民部において処理する。

5 第7条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



人権尊重都市宣言

基本的人権が尊重され、自由で平等な社会を実現することは、すべての人々の強い願いであり、社会生活における基本的人権の侵害は、いかなる理由があっても許されません。

よって、私たち津市民は、一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権を守り、明るく住みよい社会を築くため、ここに「人権尊重都市」を宣言します。

平成19年 3 月29日制定





世界人権宣言



人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利

を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

1948年12月10日 国連総会にて採択

用語解説



あ
行

◆アイヌ文化振興法

正式名称:「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」。平成9(1997)年7月1日施行。アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統などに関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することを目的とした法律。なお、平成20(2008)年6月6日、「アイヌの人々を先住民族とすることを求める国会決議」が採択された。この決議は、アイヌの人々を先住民族として認め、総合的な施策の確立に取り組むことを政府に求めており、政府も同日、官房長官談話を出して同様の認識を表明した。

◆インフォームド・コンセント

患者などが、治療や臨床試験、治験の内容についてよく説明を受け理解した上で、医師の方針に合意すること。

◆エイズ

後天性免疫不全症候群(Acquired Immune Deficiency Syndrome)は、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)が免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす免疫不全症の事。

か
行

◆高齢者虐待防止法

正式名称:「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」。この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることなどにかんがみ、高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

◆国際人権規約

「世界人権宣言」の精神を具体化し、法的拘束力を持たせるため、国連が昭和41(1966)年に採択したA規約(社会権規約)とB規約(自由権規約)及び二つの選択議定書の総称であり、「人権に関する世界の憲法」ともいわれている。わが国では昭和54(1979)年に批准している。

◆児童の権利に関する条約

世界中の子どもの基本的人権を広く認めるもので、18歳未満の子どもたちを大人と同じように「一人の人間」として尊重し、あらゆる差別から守るべきであることなどを規定しており、国や大人は、子どもの権利の主張や意見を聞きながら、子どもにとって最善の方法を見いだしていかなければならないとしている。平成元（1989）年に国連で採択され、わが国は平成6（1994）年に批准している。

◆障害者基本法

障害者基本法は障がい者に関する法律の基本理念を定めている。障がい者の自立及び社会参加の支援等のため、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。また障がい者の自立及び社会参加の支援等のための計画を策定し、障がい者の福祉を推進することを目的としている。

◆女子差別撤廃条約

正式名称：「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54（1979）年国連で採択された。条約は、政治、経済、社会、文化、その他あらゆる分野における性差別の撤廃をめざし、性別役割分担の見直しを強く打ち出している。

◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12（2000）年に制定された人権教育および人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにし、施策の総合的な推進のために、国が基本計画をつくることを定めている。

◆人種差別撤廃条約

正式名称：「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」。「世界のすべての人々は生まれながらにして自由、平等でありいかなる差別も受けることなく、法の下に平等である」とした世界人権宣言の基本精神に基づいて昭和40（1965）年に国連で採択された。

◆ストーカー行為

特定の他者に対して執拗につきまとう行為。

◆成年後見制度

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限すると共に、本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

◆セクシャル・ハラスメント

性的ないやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動をし、それに対する対応によって、相手に不利益を与えたり、生活環境を害したりすることをいう。平

成11（1999）年に施行された「改正男女雇用機会均等法」において、雇用管理上の配慮が義務付けられている。

◆匿名性

インターネットにおける発言では、犯罪等を犯さない限り、通常個人を特定するまでに至る追及をされることは少ない。そのことを利用し、無責任な発言や、個人に対する誹謗中傷をすることが近年大きな問題となっている。

◆ドメスティック・バイオレンス

配偶者や親密な関係にある（または親密な関係にあった）者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、無視する、怒鳴る、脅すなどの精神的暴力がある。

◆難 病

難病とは一般的に治りにくい病気等を指す言葉であり、医学的に定義された用語ではない。特定疾患は一般に難病と言われる病気のうち治療や療養に関して行政の特別な対策が必要であるとする範囲を指定したもの。

◆認知症高齢者

後天的な脳の器質的障害により、いったん正常に発達した知能が低下した状態となった高齢者。

◆ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

◆バリアフリー

障壁がないこと。とくに高齢者や障がい者の日常生活に妨げとなるさまざまな障壁をなくしていくことをいう。一般的に都市施設における段差などの「物理的な障壁」の排除をさすことが多いが、それ以外に資格取得や就学、就職などにおける「制度的な障壁」、コミュニケーションなどでの「文化・情報面での障壁」、市民の無理解による「意識上の障壁」などをなくしていくこと。

◆バリアフリー新法

正式名称：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。

平成18（2006）年12月に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公

公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)を統合した法律。この法律により、新たに駐車場や都市公園の一部もバリアフリーの対象とし、また高齢者、障がい者などが生活上利用する官公庁施設や福祉施設の所在する地区を重点整備地区として、地方公共団体が都市計画に反映することができる。

◆ハンセン病

らい菌により末梢神経と皮膚が冒される感染症。遺伝病ではなく、感染力の弱い病気ではあるが、ハンセン病元患者には後遺症として顔面神経麻痺や指先の欠損、変形が生じている。昭和18(1943)年に特效薬が開発されたが、平成8(1996)年の「らい予防法」廃止まで90年間も隔離政策が続けられた。元患者のほとんどは現在らい菌の保菌者ではないが、後遺症の治療や高齢化のため社会復帰が困難で療養所に入所したままの人が多く、ハンセン病患者には、偏見や差別により社会から排除されてきた歴史があり、日本においては法律による強制隔離政策が偏見や差別を助長してきた側面があるので、一人ひとりのハンセン病に対する正しい理解が必要である。

◆保護観察

執行猶予・仮出獄などになった者、保護処分になった少年などを、保護司などに観察・補導させ、社会内でその改善・更生を図ることを目的とする制度。

◆ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女、障がい・能力の有無などを問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザインをいう。



津市人権施策基本方針

平成20年7月

発行 津市市民部人権課

〒514-8611 津市西丸之内23番1号
電 話 059-229-3165
FAX 059-229-3366
E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

